

高齢者用肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

<p>対象者</p>	<p>墨田区に住民登録がある以下の年齢（生年月日）の方 年齢については、平成31年3月31日現在です。</p> <p>65歳の方 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の方 70歳の方 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の方 75歳の方 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の方 80歳の方 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の方 85歳の方 昭和 8年4月2日生～昭和 9年4月1日生の方 90歳の方 昭和 3年4月2日生～昭和 4年4月1日生の方 95歳の方 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の方 100歳の方 大正 7年4月2日生～大正 8年4月1日生の方</p> <p>上記以外の方で、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級相当）</p> <p>過去に一度でも高齢者用肺炎球菌予防接種を自費または、自治体の費用助成により接種したことのある方は対象になりません。 墨田区外に転出をした方は、墨田区の予診票はご使用になれません。</p>
<p>接種期間</p>	<p>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p>
<p>接種費用 （自己負担金額）</p>	<p>4,000円（医療機関でお支払いください）</p> <p>生活保護を受給の方及び中国残留邦人等の法律による支援給付を受けている方は、自己負担金が免除となります。免除対象の方で予診票に0円ではなく4,000円の印字がある場合は、墨田区役所3階（生活福祉課）で『減免印』を押してもらってください。</p>
<p>実施場所</p>	<p>区内実施医療機関または23区内の指定医療機関</p> <p>墨田区外の医療機関で接種する場合は、医療機関所在地の保健所に確認してください。</p> <p>（注）東京23区以外で接種を希望する場合は、接種前に医療機関所在地の自治体に以下の点をご確認ください。 他自治体の予防接種受け入れを行っているか。 自治体宛に墨田区が発行する「予防接種依頼書」は必要か。（医療機関宛の依頼書は発行できません。） 費用の助成はあるか。 予防接種依頼書は費用の助成を行うためのものではなく、予防接種が原因の健康被害が起こった際に、予防接種法に基づく補償を受けるために必要な書類です。必要な場合には墨田区保健予防課までお問い合わせください。</p>
<p>接種方法</p>	<p>（1）予防接種を受ける際には、『高齢者用肺炎球菌予防接種予診票』に記載されている質問事項に回答し、実施医療機関に必ずお持ちください。</p> <p>（2）接種後、医療機関から渡される『予防接種済証（本人控）』は、接種した事の記録となりますので、大切に保管してください。</p>
<p>ワクチン</p>	<p>23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン</p>

【お問い合わせ】 保健予防課感染症係 電話 5608-6191
向島保健センター 電話 3611-6135
本所保健センター 電話 3622-9137

裏面の注意事項をよくお読みください。

高齢者用肺炎球菌予防接種のご注意

1. 肺炎球菌とは

肺炎を起こす原因菌の中で重要な位置を占めている病原性が高い細菌です。肺炎球菌が引き起こす主な病気としては、肺炎、気管支炎などの呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などがあります。近年、ペニシリンなどの抗生物質でも効きにくい肺炎球菌が増えています。

2. 肺炎球菌感染症の予防

肺炎は、高齢者にとって重篤になりやすい病気です。発病の予防には、肺炎球菌ワクチン接種が有効です。ワクチンを接種しておくことで、万が一肺炎にかかっても、軽い症状ですむという効果が期待されます。

3. 肺炎球菌ワクチン

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による感染症の約80%に効果が期待されます。ただし、すべての肺炎を予防するためのものではありません。接種後、免疫（抗体）ができるまで平均1か月程度かかります。また、個人の健康状態によって異なりますが、肺炎球菌ワクチンの予防効果は5年以上継続するといわれています。

4. 肺炎球菌ワクチンの副反応

接種後に注射部位の腫れや、痛み、ときに軽い発熱が見られることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常1～2日で消失します。重篤な副反応として、2回目のワクチン接種による強いアレルギー反応が知られています。

5. 肺炎球菌ワクチンの接種回数

日本では、従来、生涯に1回の接種しか認められていませんでしたが、現在は再接種が可能となっています。ただし、過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、本剤の接種により注射した部分が硬くなる、傷む、赤くなるなどの症状が強くなる場合がありますので、再接種する際には医師とよくご相談ください。

なお、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は定期予防接種の対象となりませんので、今回お送りした予診票はお使いいただけません。再接種の際は全額自己負担となりますのでご注意ください。

6. 肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチン

インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方のワクチンを接種することで、より高い肺炎予防効果が期待されます。

ただし、通常は、6日間以上間隔をあけて予防接種を受けてください（なお、医師が必要と認めた場合には、同時に接種することができます）。また、それ以外の予防接種（例えば麻しんなど）を27日以内に受けている場合には、主治医にご相談ください。

7. 予防接種を受ける前に

（1）一般的注意事項

肺炎球菌予防接種の必要性や副反応についてよく理解した上で、予防接種を受けましょう。

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、保健所に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。『高齢者用肺炎球菌予防接種予診票』は、接種する医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

（2）予防接種を受けることができない人

明らかに発熱している人

一般的に、体温が37.5 を超えている場合を指します。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるのでその日は見合わせるのが原則です。

その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上記の、 に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。